

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

松江市

### 2 構造改革特別区域の名称

就学前教育保育推進特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

松江市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

本市では、昭和 30 年代に、幼児教育の充実のため各小学校区に 1 園ずつ市立幼稚園を設置し、国立幼稚園 1 園を合わせると現在 20 園の国公立幼稚園がある。また、私立幼稚園も 4 園設立されており、幼稚園教育の充実に努めてきたところである。しかしながら、昨今の女性の社会参画の進展や家庭環境の変化に伴って保育ニーズが多様化してきており、幼稚園の園児数は減少の一途を辿ってきている。平成 5 年度には、4・5 歳の園児数が 1,796 人であったものが、現在（平成 15 年度）では 1,294 人になっている状況である。（資料 1）

一方、保育所は平成 5 年に 2,230 人の定員であったものが、現在（平成 15 年度）では 2,730 人にまで拡大し、定員の弾力化により 441 人入所増するなど、保育所入所枠の拡大に努めてきた。にも拘わらず、平成 15 年度末現在で待機児童が 213 人いる状況である。（資料 2）このような状況から、10 年の間に、核家族化・都市化の進行によって、子育てに関する市民ニーズがいかに変化してきているかが伺える。また、単に保育に欠ける世帯が増加しているだけではなく、保育に欠ける要件を充たしていない家庭であっても長時間保育を受けたいという家庭や早くから集団生活を体験させたいと願っている家庭など、教育保育ニーズは多様化している。当市の幼稚園や保育所は、長年の歴史のなかで地域子育ての拠点として位置づいており、幼稚園・保育所の機能を生かしながら、幼保一元化や幼稚園の早期入園を実施することにより、多様化する子育てニーズに応えていきたいと考えている。

幼稚園の早期入園については、少子化や核家族化のなかで、地域に子どもが少なくなっており、早く集団の生活を体験させたいという親の願いは大きい。加えて、核家族化・都市化のなかで低年齢児を家庭で子育てしている親にとっての育児ストレスは大きなものがあり、幼稚園での親同士の交流に子育ての不安を解消したり、安らぎを見出す親もおり、幼稚園の早期入園はこのような親の期待も担っている。幼稚園の 3 歳児保育課程

が、全体の園児数が減少しているなかで年々増加していること、私立幼稚園の満3歳児保育についても、要望が多くなっていることから、早期からの幼稚園教育に対する期待が大きいことが推察できる。

特に満3歳での入園については、保護者からは年度当初からの入園を希望する声があることや、幼稚園側にとっては、年度途中でまちまちに入園してくることから年間を通しての教育課程が組みにくいなどの問題、満3歳が少数のため集団での保育がし難く、幼稚園においても社会性を涵養することについて困難性があり、満3歳に達する年度当初（以下「満3歳児の年度当初」という）からの就園が必要な状況になってきている。

このような実情を踏まえて、本市では、満3歳児の年度当初からの就園が可能となる規制緩和を受け、幼児教育の充実を図ると共に、他方では幼保一元化を推進し、安心して子育てができる社会を実現していきたい。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、幼稚園や保育所の子どもを同じ松江市の子どもとして捕らえる視点から、平成13年度に外部委員会である松江市就学前教育保育検討委員会を設置し「就学前教育保育のあり方」について検討した。また、この検討内容をより具体的に年間指導計画に反映する為に、平成14年度に松江市就学前教育保育指導計画策定委員会を設置し、本年3月に「松江市就学前教育保育指導計画作成のためのガイドライン」として報告を受けた。この報告書では、松江市の子どもたちの健やかな育ちに向けて、新たに、目指す「子ども像」と「子育て像」を定め、教育保育を一層充実すると共に、幼稚園・保育所がそれぞれの機能を最大限活かし、時代と共に変化する市民ニーズに的確に対応できるよう一層努めることが必要であるとしており、今後、このガイドラインに沿って、教育保育を充実していきたいと考えている。

幼児期には、社会の多くの人との関わりのなかで社会性が培われていくものである。このような人間形成の基礎を培う重要な時期に、昨今の少子化や核家族化・都市化のなかで、限られた特定の者との関わりであったり、幼児の遊び相手が不足するなどの現状では、社会性を涵養する基盤が不足していると言える。幼稚園においても、年々幼児数が減少し、家庭・地域・幼稚園ともに「幼児が他の幼児と共に活動する機会」が減少している。このような状況の中にあって、幼稚園の早期入園を実施することにより、同年齢の子どもが共に活動する機会が増え幼児教育の充実に繋がるとともに、教育の機会が拡大し、本市の目指す子ども像や子育ての姿を達成することに繋がる。

今後、本市では幼保一元化の推進や幼稚園の早期入園の実施など、就学前教育保育の充実に向けた様々な施策に取り組んでいくこととしているが、このような取組みは、子育ての困難性を緩和し、多様化する保育ニーズに的確に対応するものであり、安心

して子育てできる社会づくりに貢献できると考える。なかでも、幼稚園の早期入園の実施は、現行法の規制を緩和し実施するものであり、全国の先進的取組みとして、幼稚園教育の充実とともに幼稚園教育の新たな方向性となり得る。また、今後、社会全体で子どもを育てていく環境の基盤づくりの先進例となると考えている。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### 早期入園による幼児教育の充実

少子化や核家族化の進行によって、子どもが家庭や地域で多くの人との関わりを持つことが難しくなってきた。幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、子ども同士の関わりや子どもと大人の関わりなど多様な人間関係が求められている。満3歳児の年度当初からの入園を実施することにより、幼稚園の園児数が増加し、一定の集団を形成することができる。このことにより、幼児が他の幼児と共に活動する機会が増え、幼児教育の充実が図られる。

### 早期入園による子育て支援の拡充

核家族化や都市化の進行、地域や家庭内での教育保育力の低下から、育児に対する負担感が増大している。早期入園の実施により、子育て相談・交流や幼稚園活動を通して、子育て支援の拡充を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### 幼児教育保育の充実

満3歳児の年度当初からの入園をすることによっては、対象年齢の幼児が増えることになり、他の幼児と共に活動する機会が増え、幼児教育の充実を図ることができる。年度当初から入園するので年間を通した教育課程を組むことができ、より充実した幼児教育が期待できる。

### 安心して子育てできる社会の実現

子育て中の親にとって、価値観やライフスタイル、その時々生活設計や家族関係、また流動的な諸事情によって、柔軟に様々な保育の利用形態を選べる子育て施設があることは育児をする上で安心感に繋がる。特に幼稚園の満3歳児の年度当初からの入園のように早期から入園することができるシステムがあることは、働いていなくても入園することができ、安心して子育てすることができる社会の実現に繋がる。

### 男女共同参画社会の実現

満3歳児の年度当初からの入園に伴い、働いている家庭にとっては、子どもを育て易い環境が整備されると共に、働いていない家庭であっても子育てしながら社会参加がし易い環境が整えられ、特に女性の社会参画の推進に貢献できる。

#### 幼稚園経営の改善

満3歳児の年度当初からの入園により、年度当初からの保育料確保ができ、園児数の増加に伴って空き教室の有効活用が図れる。また、園児数の増加に伴う教職員の増加も見込める。

#### 8 特定事業の名称

- ・ 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（806）

#### 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・ 松江市就学前教育保育指導計画作成のためのガイドライン  
松江市独自の「子ども像」と目指す子育ての姿として「子育て像」を定め、本市の地域性を活かした幼児教育・保育の充実を図っていきたい。
- ・ 私立幼稚園振興費補助金（市単独事業）  
私立幼稚園に入園している園児の保護者に対して、保育料の負担軽減として、一定額を補助する。
- ・ 私立幼稚園健康診断補助金（市単独事業）  
私立幼稚園の園児の定期健康診断経費と入園前の健康診断経費に対して、所要額を補助する。
- ・ 私立幼稚園廃棄物処理費補助金（市単独事業）  
私立幼稚園の廃棄物処理費の一部を、本市の基準により補助する。
- ・ 幼保一元化モデル園の設置  
平成13年度に設置した「松江市就学前教育保育検討委員会」からの答申に基づき幼保一元化のモデル園を平成17年4月に開園する予定である。満3歳児の年度当初からの入園と併せ、安心して子育てできる社会の実現に向けた施策として取り組んでいく。
- ・ 幼稚園保育所の連携事業  
平成13年度に設置した「松江市就学前教育保育検討委員会」からの答申に基づき滑らかな就学に繋がるよう幼稚園と保育所の連携を推進し、地域の子どもとして育成していくと共に幼児教育・保育の充実を図る。
- ・ 公立幼稚園の幼稚園教育の拡充  
3歳児保育や預かり保育を拡大する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人朋和学園 育英幼稚園

〃 育英北幼稚園

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4 特定事業の内容

幼児が満 3 歳に達する年度の当初から幼稚園に入園することを可能とするもので、対象年齢の幼児を増加させることにより、同年齢での育ちを保障すると共に、年間を通した教育課程を作成し、幼児教育の充実を図る。

平成 16 年の認定日以降速やかに学校法人朋和学園の設置する幼稚園において受け入れを開始する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本市において、幼稚園は幼児期の人間形成に重要な役割を担ってきた。なかでも、私立幼稚園では、いち早く 3 歳児保育を実施するなど、幼児教育の充実を図ると共に保護者のニーズに対応してきた。現在では、少子化や核家族化で地域や家庭で他の子どもと接する機会が減少していることから早く集団の生活を体験させたいという親の願いに応えて、満 3 歳児の保育も実施している。しかしながら、満 3 歳児については、年度の途中から序々に入園することから、一定の集団が形成し難く、地域や家庭、幼稚園においても社会性が涵養できにくい状況にあり、学校教育法第 78 条第 2 号「園内において、集団生活を体験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。」に掲げる目的を達成しにくい状況にある。

本市では、本規程の目標を達成する必要性を強く感じており、学校教育法第 80 条の規定に関わらず構造改革特別区域法を適用し、満 3 歳児の年度当初からの入園を認める必要があると判断した。